

差別に関する苦情申立て手順

ワシントン州 Health Care Authority (HCA) は、1990 年施行の米国障害者法(Americans with Disabilities Act)と 1986 年の医療保険制度改革法(Affordable Care Act)を含むその他の市民権法により義務付けられている以下の苦情申し立て手順を設けました。人種、肌の色、出生国、性別、性的嗜好、性的表現、信条、婚姻、宗教、名誉除隊軍人または現役軍人のステータス、年齢、障害または障害者による訓練を受けた盲導犬やサービス動物の使用などを理由に HCA に差別されたという苦情申立てを希望する場合、以下の手順に従ってください。

1. 苦情申立てをする者の氏名、住所、電話番号、問題発生の場所、日時と問題の詳細を含む差別に関する情報を書面にて提出してください。障害者には、希望に応じて個人面談または苦情についての音声録音などの代替手段を使用していただけことも可能です。苦情申立ての代替手段の調整については、HCA まで電話 1-855-682-0787 でご連絡ください。聴覚障害または言語障害をお持ちの方は、リレーサービスの 711 までご連絡ください。
2. 苦情申立てについては、当該違反事項の発生後 30 日（暦日）以内に HCA の ADA コンプライアンスオフィサーまで申立てを行ってください。

ADA Compliance Officer
Washington State Health Care Authority
P.O. Box 42700
Olympia, WA 98504-2700

3. 申立ての受領後 15 日以内に、HCA の ADA コンプライアンスオフィサーが面談、電話、またはその他の方法で苦情の内容と解決策についての討議の場を設けます。HCA の ADA コンプライアンスオフィサーは、面談後 15 日以内に大文字を使った書面、点字、音声録音などあなたが使用できる形式で適宜回答します。回答の中では、苦情解決に関する HCA の見解とオプションを説明します。
4. 万一、HCA の ADA コンプライアンスオフィサーからの回答で問題解決に至らない場合、回答受領後 15 日以内に HCA のエンタープライズリスクマネージャーに対し上訴することが可能です。上訴の方法については、HCA の ADA コンプライアンスオフィサーからの回答書に記載されています。

上訴受領後 15 暦日以内に、HCA のエンタープライズリスクマネージャー、その苦情内容と解決策を話し合うためにあなたとの面談、電話、またはその他の方法を調整します。面談から 15 日以内に、HCA のエンタープライズリスクマネージャーは苦情の最終解決策を回答します。回答は書面で行われ、必要に応じて大文字を使った書面、点字、音声録音などの代替手段を適宜使用します。

詳細は、HCA ウェブサイトのホームページ www.hca.wa.gov の「Nondiscrimination（無差別）」のリンクをご覧ください。